

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、那珂市が現場代理人の兼務を認めた工事に適用する。

(現場代理人の兼務を認める工事の要件)

第2条 次の条件を満たすこと。

(1) 市発注の予定価格4,500万円未満の工事であること。

※国及び茨城県発注の工事との兼務については、発注者が那珂市発注の工事との兼務を認める場合、かつ、当該工事の施工場所が那珂市内にある場合に限り、兼務を認める。

(現場代理人の兼務)

第3条 本工事の請負者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面(様式第1号)により届け出なければならない。この場合において、請負者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。なお、現場代理人の兼務を行う者は、連絡員にならない。

- 2 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
- 3 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在になるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。
- 4 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該請負者に係る那珂市発注工事においては原則として兼務を認めない。